

千葉県路外駐車場の管理に関する協定書（令和5年度）

千葉県（以下「甲」という。）とアマノマネジメントサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、令和5年3月23日に締結した千葉県栄町立体駐車場の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、令和5年度における協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 本施設は、利用料金収入及び自主事業による収入のみで管理運営が十分可能であると判断するため、令和5年度の指定管理料は、0円とする。

（利益の還元方法）

第3条 第1条に定める期間において、基本協定書第65条第1項及び第2項で定める利益が生じたときは、乙は、甲の発行した納付書により、当該年度終了後60日以内に甲に納付するものとする。

（疑義等）

第4条 この協定の内容について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、協議のうえ対応するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 千葉県中央区千葉港1番1号
千葉県
千葉市長 神谷俊一

乙 神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役 前川龍男